

第2回寄宿料値上げ説明会を受け、当局にさらなる対応を求めます

筑波大学学生宿舎に入居中の学生有志

2025年12月10日に発表された寄宿料値上げに関して、前回に引き続き、2月16日に2度目の説明会が開催されました。前回とは異なり、副学長の態度は終始丁寧なものでしたが、説明内容は前回と同じものでした。

①謝罪はあったが値上げ延期・値上げ額の見直しなし

今まで説明会を主催してきた学生部は、一貫して役員会の決定にはタッチできない、との姿勢を崩していません。値上げの延期や値上げ額の見直しもないとのこと。学生部職員は「開ける部分と開けない部分がある」と説明しましたが、**値上げの積算根拠が開示されないままでは、入居学生は値上げに納得することはできません。**

②役員会で年度内の値上げを決定した学長・理事による説明はなし

今までの説明会では、学生担当の千葉副学長のほかに学生部の職員が出席して学生への説明を行ってきました。しかし年度内の値上げを決断した張本人である永田学長以下、11名の理事は学生への説明の場を設けていません。これでは、丁寧な対応だけで内実は何も意見を聞いていないのと同じです。

③全代会との「意見交換会」は3月に開始

副学長は学生との対話の場を早急に設けると説明しました。また筑波大学新聞は、大学と全代会が「宿舎問題に限らず学生生活全般について話し合う意見交換会」を3月に開始すると報じていますが、今回の値上げに関する説明の場がどれだけ設けられるのか不透明です。4月までわずか1ヶ月の間、一体どれほどの協議が進むのでしょうか。決議が採択された1月7日以降、全代会からの発信もなく、入居学生は戸惑いを隠せていません。

④身体障害者の学生にとっても大きな痛手

質疑のなかで、2.1倍の値上げとなる一の矢32・33号棟には障害のある学生が入居するバリアフリールームがあることがわかりました。当事者学生にとって値上げは大きな負担増です。仮に民間物件に入居するとしても、車椅子ユーザーにとって、つくば市内にエレベーター付き物件は極めて少なく、電動車椅子での入居は困難です。学生部は、値上げに際してこのような身体に障害を持つ学生の事情を考慮していなかったと説明しています。

前回の指摘を踏まえ、副学長の態度が参加学生を尊重したものに变化したことは、対話のあるべき姿に近づいたものとして高く評価します。しかしながら、この度行われた説明は従来のもものと変わりなく、学生を納得させるものではありませんでした。これを受け、以下の論点から大学の対応を求めます。

⑤大学は学生の経済的負担に配慮すべき、関連法規違反の懸念

唐突な値上げは学生の経済的負担の増加を意味しています。事実、授業料や寄宿料など、大学が学生から徴収する費用の算定基準は「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(以下、省令)によって定められています。寄宿料に関しては、条件に応じて各大学が定めるものと言及されていますが、同時に寄宿料算定にあたって「学生の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならない」(省令第9条第2項)とも記載があります。今回のような突然の値上げ断行は、学生の経済的負担に配慮したものとはいえません。

⑥1年に満たない告知期間は適切か、大学は2008(平成20)年度の改定を参照すべき

今回の説明会では、今までの寄宿料値上げをまとめた「寄宿料改定一覧」と題する資料が配布されました。最も一般的な居室タイプである「一般単身」の改定額を比較すると、この度の改定による値上げは約1.4~1.5倍の増額となります(「未改修棟」で7,210円、「改修棟」で8,630円の増額)。資料に基づけば、この値上げ幅に匹敵するのは2008(平成20)年度に行なわれた一律2,000円の増額です。当時は、早くも2006(平成18)年度から学生に対し「意見聴取のためのワークショップ」が開催され、学生に十分な周知が行われていました。またワークショップ開催に先立って詳細な資料が入居学生に配布されていたことも判明しています。事前告知も不十分で資料の公開もほとんど行われなかった今回の対応とは大きくかけ離れています。大学はこの前例を踏まえ、十分な周知期間を確保できないなかでの寄宿料値上げを見合わせ、2027年度以降に値上げを見送るべきです。

⑦学生部との対話では不十分、学長・理事の説明は必要不可欠

今般の経済的事情に鑑みて、我々学生有志は永久的な値上げの凍結を求めています。今後の学生宿舎の担い手として、大学の宿舎運営に納得して参与できるような環境の整備を求めているだけです。謝罪のみで学生にとって不利益にしかならない値上げが断行されるのは看過できません。今後も大学が学生宿舎を整備運用する方針である以上、そこに住まう学生の存在を無視しないでください。

2月16日の説明会では、大学側は、役員会の詳細な議事録の公開と学長・理事臨席の説明会の開催を検討したうえで、その可否を2月末日までに連絡すると約束しました。期日までに誠意ある回答がなされることを切に待ち望んでいます。

以上のように、2度目の説明を経ても大学の説明は変化していません。周知が遅れ、妥当性が不透明なまま値上げを断行することは、大学の持つ教育的責務から大きく逸脱した行為であると考えます。役員会で再度値上げの時期を見直し、学生との協議の時間を十分に取ってからの値上げ実行を強く求めます。

以上